養護者による高齢者虐待への対応手順（フロー図）

対応段階	対応概要	対応の過程（役割分担）市担当課	対応の過程（役割分担）地域包括支援センター	対応の結果
初動期段階	相談・通報・届出への対応	高齢者，養護者，虐待を発見した関係機関等 相談・通報・届出 受　付（受付記録の作成） 虐待の疑いがあると判断した場合	虐待の疑いについて協議	虐待の疑いはないと判断した事例
	事実確認	初回相談の内容の共有，事実確認を行うための協議 収集した情報が十分でなく，虐待が疑われる事実や高齢者の権利を侵害する事実が確認できていないため，虐待の有無が判断できない場合	情報収集 訪問調査	虐待の疑いはないが，地域包括支援センターとして対応を継続する必要があると判断した事例
	虐待の有無の判断・緊急性の判断・対応方針の決定	情報整理（帳票の活用） コアメンバー会議 【虐待の有無の判断】 【緊急性の判断】 虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合 対応方針の決定 【立入調査】 【高齢者の保護】 【やむを得ない事由による措置】 【成年後見制度の市長申立て】 状況に応じ，適切なものを選択して介入する。		
	対応実施	対応方針に沿った対応の実施（高齢者の安全確保、追加的な情報収集の実施）		
	初動期段階の評価会議	初動期段階の評価会議 （対応の実施状況及び虐待が解消したかの確認）		
対応段階	情報収集と虐待発生要因・課題の整理	情報収集と虐待発生要因・課題の整理 虐待対応ケース会議 （虐待対応計画の内容の協議・決定）		必要に応じ関係者と情報共有や役割分担を実施
	対応実施	虐待対応計画に沿った虐待対応の実施		
	対応段階の評価会議	対応段階の評価会議 1．対応の実施状況及び虐待が解消したかの確認 2．高齢者が安心して生活を送るための環境の整備状況の確認 虐待が解消していない場合は，対応を継続する		
終結段階	虐待対応の終結	虐待対応として取り組む必要がなくなったと判断する場合 虐待対応の終結		虐待状態が解消した事例　権利擁護対応（虐待対応を除く），包括的・継続的ケアマネジメント支援へ移行